(2)　適用対象に、農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程の特例の規定により定められた農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、当該農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限る。）に買い取られる場合を加える。

(五)　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除の適用対象から、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合を除外することとした。（租税特別措置法第三四条の二、第六五条の四及び第六八条の七五関係）

(六)　居住用財産の譲渡所得の三、〇〇〇万円特別控除の特例について、適用対象となる被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の範囲に、被相続人の居住の用に供することができない一定の事由（以下「特定事由」という。）により相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（一定の要件を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前に当該被相続人の居住の用に供されていた家屋及び当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を追加するとともに、その適用期限を四年延長することとした。（租税特別措置法第三五条関係）

(七)　一般株式等の譲渡所得に係る収入金額とみなして課税する事由から、次に掲げるものを除外することとした。（租税特別措置法第三七条の一〇関係）

(1)　法人の株主等がその法人の合併により合併法人との間にその合併法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式以外の資産が交付されない場合のその法人の合併

(2)　法人の株主等がその法人の分割により分割承継法人との間にその分割承継法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式以外の資産が交付されない場合のその法人の分割

(八)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる特定株式の範囲から、内国法人のうち認可金融商品取引業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式を発行する等の要件を満たす株式会社により発行される株式を除外することとした。（旧租税特別措置法第三七条の一三関係）

(九)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三七条の一三関係）

(一〇)　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一四関係）

(1)　非課税口座を開設している居住者等が一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合について、次の措置を講ずる。

イ　帰国をした後再び当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする居住者等で、これらの者に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をするものが、その出国の日の前日までに、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、引き続き本措置の適用を受けようとする旨その他の事項を記載した届出書（以下「継続適用届出書」という。）の提出をした場合には、その者は、引き続き居住者等に該当する者とみなして、本措置を適用する。この場合において、当該継続適用届出書の提出をした者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があった日までの間に取得をした上場株式等は、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができないこととする。

ロ　継続適用届出書の提出をした者が帰国をした後再び非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする場合には、その者は、当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の一二月三一日までに、当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に、帰国をした旨、帰国をした年月日、当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨その他の事項を記載した届出書（以下「帰国届出書」という。）の提出をしなければならないこととする。

ハ　継続適用届出書の提出をした者が当該提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の一二月三一日までに当該帰国届出書の提出をしなかった場合には、その者は同日に非課税口座廃止届出書を当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に提出したものとみなす。

ニ　出国の日の属する年分の所得税につき、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用を受ける居住者は、継続適用届出書の提出をすることができないこととする。

(2)　居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件をその年一月一日において一八歳以上（改正前二〇歳以上）に引き下げる。

(一二)　未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、居住者等が未成年者口座の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年一月一日において一八歳未満（改正前二〇歳未満）に引き下げることとした。（租税特別措置法第九条の九及び第三七条の一四の二関係）

(三)　国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置の適用対象に、重要文化財を文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体（一定のものに限る。）に譲渡した一定の場合を加えることとした。（租税特別措置法第四〇条の二関係）

(三)　債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例について、債務処理計画が平成二八年四月一日以後に策定されたものである場合において、同日前に株式会社地域経済活性化支援機構法の再生支援決定等の対象となった法人に該当しないものであることとの要件を満たすときは、その法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けについてその貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため平成二八年三月三一日までの間に条件の変更が行われていることとの要件を不要とした上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第四〇条の三の二関係）

(四)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条、第四一条の二及び第四一条の二の二関係）

(1)　個人が、住宅の新築取得等（住宅の取得等又は認定住宅の新築等をいう。以下同じ。）で特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該住宅の新築取得等をした家屋を平成三一年一〇月一日から平成三二年一二月三一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、次に掲げる当該住宅の新築取得等をした家屋の区分に応じそれぞれ次に定める金額を適用年の